# 府　令

**○内閣府令第二号**

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のとおり改正する。

第八条第八項中「二人」を「四人」に改める。

**附　則**

この府令は、平成二十七年一月十五日から施行する。

# 府令・省令

**○内閣府・国土交通省令第一号**

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五条第一項、第八条第一項、第十一条第一項、第十二条、第二十九条及び第五十一条の規定に基づき、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通大臣　太田　昭宏

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第十六号イ(5)中「第一条第四号」を「第一条第三号」に、「第八条第一号イ」を「第八条第二号イ」に改め、同号イ(6)中「第一条第四号の二」を「第一条第三号の四」に改める。

第十四条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改める。

別記様式第一号記載要領４②並びに別記様式第三号記載要領２②及び３②中「「主たる事務所」か「従たる事務所」を「「本店」又は「支店」（商人以外の者にあっては、「主たる事務所」又は「従たる事務所」）」と改める。

別記様式第六号中「と届出者」を「又は特例事業者と届出者」に改める。

別記様式第八号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に、「宅地建物取引業」を「宅地建物取引業法」に改める。

別記様式第九号記載要領５㋐中「100分の５」を「100分の５」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この命令は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第八号の改正規定（「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める部分に限る。）は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 省　令

**○財務省令第一号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月十五日

財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一五、二五九人」を「一五、三〇四人」に改め、同表合計の項中「七一、〇四九人」を「七一、〇九四人」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○厚生労働省令第二号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三一、五八〇人」を「三一、六〇九人」に改め、同表合計の項中「三一、六九二人」を「三一、七二一人」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○厚生労働省令第三号**

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七百五十七条」を「第七百五十七条の二」に改める。

第七百二十八条第二項第一号に次のように加える。

ハ　指定薬物専門官一人

第七百二十八条第二項第二号中ロをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ　指定薬物専門官一人

第七百二十八条第二項第二号イの次に次のように加える。

ロ　上席指定薬物対策官一人（東海北陸厚生局を除く。）

第七百二十八条第二項第三号に次のように加える。

ハ　指定薬物専門官一人

第七百二十九条第三号中「並びに鑑定官」を「、鑑定官、上席指定薬物対策官並びに指定薬物専門官」に改める。

第七百三十条第二号及び第七百三十二条第二号中「こと」の下に「（指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第七百三十四条の三の見出し中「指定薬物対策官」を「上席指定薬物対策官、指定薬物対策官及び指定薬物専門官」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

上席指定薬物対策官は、命を受けて、指定薬物に関する取締りの実施（医薬品医療機器等法第七十六条の九に規定する職権の行使による取締りの実施に限る。）に関する事務の総合的な企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第七百三十四条の三に次の二項を加える。

３　指定薬物専門官は、命を受けて、医薬品医療機器等法第七十六条の九に規定する麻薬取締官が行う職務のうち、他の機関と共同して行う立入検査等の実施に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

４　北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局の指定薬物専門官は、前項に規定する事務のほか、第二項に掲げる事務を行う。

第七百四十七条第二項中「及び鑑定官」を「、鑑定官及び指定薬物専門官」に改める。

第七百五十一条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（指定薬物専門官の職務）

**第七百五十一条**　指定薬物専門官は、命を受けて、第七百三十四条の三第二項及び第三項に規定する事務を行う。

第七百五十三条第二項中「及び鑑定官」を「、鑑定官及び指定薬物専門官」に改める。

第七百五十七条の次に次の一条を加える。

（指定薬物専門官の職務）

**第七百五十七条の二**　指定薬物専門官は、命を受けて、第七百三十四条の三第二項及び第三項に規定する事務を行う。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○環境省令第一号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月十五日

環境大臣　望月　義夫

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表原子力規制委員会の項中「九五九人」を「九六四人」に改め、同表合計の項中「二、七五七人」を「二、七六二人」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 規　則

**○原子力規制委員会規則第一号**

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）及び原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年一月十五日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一